「認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書（生保）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（事業所番号：１４７２６０３０９９）

当事業所はご契約者本人に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援２」以上で認知症と診断された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

１．事業所経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．事業所の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５．当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６．退居時のクリーニング費用負担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７．苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８．事業所内事故等の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
９．身体的拘束について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１０．従業員の研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１１．サービス記録の保存期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１２．地域との連携等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１３．利用上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１．事業所経営法人

（１）法人名　　医療法人社団　　仁　和　会
（２）法人所在地　　神奈川県相模原市中央区相模原４丁目１１番４号
（３）電話番号　　０４２－７５５－２１３３
（４）代表者名　　理事長　　伊　藤　良　仁

２．事業所の内容

（１）事業所の種類　　指定認知症対応型共同生活介護事業所

（２）事業所の目的　　医療法人社団仁和会が開設する認知症対応型共同生活介護事業グループホーム「ひばり」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者、要支援・要介護状態にあるものに対して適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（３）事業所の名称　　グループホーム　ひばり

（４）事業所の所在地　　神奈川県相模原市中央区田名２７５０－１４

（５）電話番号　　０４２－８５３－６３８４　または　０４２－８５３－６３８５

（６）管理責任者　　肆矢　多代

（７）事業所の運営方針　　指定認知症対応型共同生活介護事業は、要介護者であって認知症の状態にある人について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご本人がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。

（８）開設年月日　　平成１７年１１月　１日

（９）入居定員　　１８名

３．居室の概要

（１）居室等の概要

居室・設備の種類	室数	面積（一人あたりの面積）	備考
居室	１８室	10.65 ㎡～10.236 ㎡	
デイルーム／食堂	２室	40.004 ㎡～40.340 ㎡	
脱衣所	２室	2.730 ㎡～6.900 ㎡	
浴室	２室		
台所	２箇所	9.248 ㎡～10.155 ㎡	
身障者用便器	２箇所	5.00 ㎡	
一般便所	４箇所		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務づけられている設備です。

☆居室の変更：ご本人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご本人の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご本人やご家族等の協議のうえ決定するものとします。

４．職員の配置状況

当事業所では、ご本人に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数（人）	区分				職務の内容
		常勤（人）		非常勤（人）		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理責任者	１		１			フロア管理業務
計画作成担当者	２		２			ケアマネジメント
介護職員	16	１０	２	４	０	介護業務従事者

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤　務　体　制
１．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：　８：４５　～　１７：１５　　３名 夜間：１７：００　～　　９：３０　　１名
２．計画作成担当者	日中：　８：４５　～　１７：１５　　１名

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービスの概要

①入浴・排泄・食事・着替え等の介護
②日常生活上のお世話
③日常生活の中での機能訓練
④相談援助
⑤理髪・美容
⑥レクリエーション、クラブ、行事等の活動
⑦複写物の交付

（２）サービス利用料金

グループホーム　ひばり　利用料金表　（生保）

介護保険分の自己負担分

料金体系	要介護度／加算項目		１日当りの金額	３０日当りの金額	備　　考
基本負担分	要支援２		公費負担		①入浴・排泄・食事・着替え等の介護 ②日常生活上のお世話 ③日常生活の中での機能訓練 ④相談援助
	要介護１				
	要介護２				
	要介護３				
	要介護４				
	要介護５				
加算負担分	初期加算				入居した日から起算して３０日以内の期間に加算します。 医療機関に30日を越えて入院した後、再入居する場合に加算します。
	協力医療機関連携加算				相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合に加算します。
	医療連携体制加算Ⅰ				病院との連携により、正看護師を1人以上確保している場合に加算します。
	退居時情報提供加算				医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合に加算します。
	サービス提供体制強化加算	Ⅰ			介護福祉士資格取得者など、要件に定められた人員を当事業所が確保している場合に加算します。
		Ⅱ			介護福祉士資格取得者など、要件に定められた人員を当事業所が確保している場合に加算します。
	若年性認知症利用者受入加算				若年者（40～64歳）の認知症の方をお受けした場合。
	入院時費用				病院又は診療所への入院を要した場合に1月に、6日を限度として加算します。
	科学的介護推進体制加算				栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身状況等に係る基本情報を、厚生労働省に提出します。
	栄養管理体制加算				管理栄養士が栄養ケアに関わる技術的助言や指導を行います。
	新興感染症等施設療養費				新興感染者を施設内で療養した時に連続5回
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）				ICTソフト介護記録ソフト導入・安全質委員会・データ提供1回/年
介護職員処遇改善加算		Ⅰ			介護保険費用{(基本+加算負担分)×加算率11.1%}×1割を加算します。
		Ⅱ			介護保険費用{(基本+加算負担分)×加算率8.1%}×1割を加算します。
介護職員等特定処遇加算		Ⅰ			介護保険費用{(基本+加算負担分)×加算率3.1%}×1割を加算します。
		Ⅱ			介護保険費用{(基本+加算負担分)×加算率2.3%}×1割を加算します。
介護職員等ベースアップ等支援加算					介護保険費用{(基本+加算負担分)×加算率2.3%}×1割を加算します。

※保険分の１割負担分には１円以下の金額が発生することもある為、実際の御請求金額と上表とは異なる場合もございます。
※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

運営規定で定められた「その他」の費用(以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります)

料金体系	１日当りの金額	月額	備　　考
家　　賃	1,533円	46,000円	各室個室（１０㎡以上確保） ナースコール設置　　可動式収納棚
食材料費	1,602円	48,060円	（朝食）402円（昼食）529円（夕食）519円（おやつ）152円
水道光熱費	332円	9,960円	ガス代 電気代 水道代　等
共益管理費	630円	18,900円	保守点検費（エレベーター及び各種設備） 定期清掃費 修繕費　等
小計	4,097円	122,920円	
おむつ代	おむつ　：2,010円～2,360円 リハパン：2,160円～2,380円 パッド　：1,240円～2,660円 その他		オムツ　　（S）2360円　（M）2,140円　（L）2,010円 リハビリパンツ（S）2,380円　(M)2,180円（L）2,160円 尿取りパット　（S）1,240円　（R）1,600円　（L）1,990円　（SL）2,080円 （W）2,550円　（Ew）2,660円 （テープ付）2,250円　（スリム）1,890円
理美容代	実費相当額		月に１回、理美容師の出張による理美容サービス（調髪、顔剃、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。利用料金：１回あたり（例：カット2,100円）
特別行事、行事食費	実費相当額		ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ、行事等の活動に参加していただけます。材料代等の実費をいただきます。
複写代	実費相当額		ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。１枚につき　10円
その他	実費相当額		日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
敷金等	敷金	239,200円	契約期間終了時に原状回復等の修復費を精算の上、残金は全て返金させていただきます。 （居室清掃費）20,000円
	合　　計	239,200円	

令和6年6月1日

（３）利用料金のお支払い方法

前記（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求します。お支払いは、以下の方法で行います。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

ア．当事業所指定口座からの自動引き落とし イ．口座引き落としができない場合は現金で支払い（事情確認の上）

＊ご本人がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご本人が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までに。ご説明します。

（４）介護の場所

ご本人にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、ご本人に対して、その居室の他、介護専用居室又は一時介護室において、サービスを提供します。

その必要性の判断は、ご本人の意思を確認し、ご家族へ相談の上決定します。

（５）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご本人の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません）

①協力医療機関

医療機関の名称	（医）仁和会　さがみ仁和会病院
所在地	神奈川県相模原市中央区相模原４丁目１１番地４号
診療科	内／消／外／整／脳／循／リハ

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ミナミクリニック
所在地	神奈川県相模原市南区当麻 893-8
診療科	歯

６．退居時のクリーニング費用負担について

契約の解除あるいは終了により当事業所を退居する場合は、居室清掃に係わる費用を負担していただくこととします。

居室清掃費、クロス張替え費（入居年数によって費用が異なります）

また居室や設備・器具にあたっては本来の用法に従って利用せずに破損・不具合が生じた場合は賠償していただくこともございます。

７．苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口　管理責任者：肆矢　多代

〇受付時間　　毎週月曜日～金曜日　　９：００～１７：００

また、苦情受付ボックスを事務室に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

相模原市福祉基盤課 指定・指導班	所在地　相模原市中央区中央２－１１－１５ 市役所本館４階 電話番号　０４２－７６９－９２２６ 受付時間　８時３０分～１７時
神奈川県国民健康保険団体連合会 （国保連合会） 介護保険課　介護苦情相談係	所在地　横浜市西区楠町２７－１ 電話番号　０５７０－０２２１１０（苦情専用） 受付時間　８時３０分～１７時１５分 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

８．事業所内事故等の対応について

当事業所ご利用中に事業所内での状態急変・事故等について、「緊急時マニュアル」に基づき処置を行い、通院が必要な場合には直ちに緊急時協力医療機関へ搬送いたします。また同時にご家族へもご連絡し、正確な情報提供に努めます。

※　詳しくは「緊急時マニュアル」によって対応いたします。

9．身体的拘束について

ご本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法によりご本人の行動を制限しません。

緊急やむを得ず利用者に対し身体的拘束を行う場合には、①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。等の三つの要件をすべて満たす状態であることを事業所全体で確認し、検討を行い、記録しておきます。

更に、事前に本人及び家族に行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明し、ご本人に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

10．虐待防止について

（当事業所における虐待防止に関する考え方）

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

また、当事業所では利用者の人権擁護・虐待等の防止のため、「虐待の防止のための指針」

を作成し虐待防止検討委員会を設置します。
虐待防止検討委員会では次のような内容について協議するものとします。

① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
② 虐待防止のための指針の整備に関すること
③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
⑤ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発に確実な防止策に関すること
⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

１１．従業員の研修について

当事業所は、サービスの質の向上と施設基準に沿って従業員に対する研修を年２回以上、新規採用時に、必ず実施しております。また、事業所外への参加も積極的に図っております。

１２．サービス記録の保存期間について

当事業所は、ご本人に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存するとし、また介護給付費の請求に関する記録については、５年間保存しております。

１３．地域との連携等について

当事業所の運営に当たっては、事業所および地域の行事等互いに参加・協力し、地域との交流に努め、更にご本人の処遇向上を図るため、必要な場合には地域包括支援センターとの連携に努めております。

１４．利用上の留意事項

面　　会	午後９時以降は就寝される方も多いので急用以外はご遠慮ください。 5時30分以降の面会は施錠のため、事前に連絡をお願い致します。
外出・外泊	お出掛けになるときは職員への連絡をお願いいたします。 外出・外泊先で予定の変更等は連絡をいただきます。
金 銭 管 理	基本的にはご本人やご家族でお願いいたします。ご本人の管理が難しい場合は、ご希望により貴重品管理サービスをご利用いただけます。管理方法は、「預り金管理規定」によります。
持 込 み 品	ご本人が家庭的環境のなかで安心して日常生活を送ることができるよう、居室に入る範囲内で使い慣れた日常の家具、生活物品をお持ちいただくことが可能です。
宗　　教	他の方のご迷惑にならない範囲であれば自由です。
そ　の　他	喫煙、飲酒はご遠慮ください。

令和　　年　　月　　日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人社団仁和会
グループホームひばり

説明者職名　　氏　名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者　　住　所

氏　名　　印

代理人　　住　所

氏　名　　印